

住民基本台帳事務におけるDV等支援措置制度

～暴力行為等の加害者からの住所検索を防げます～

DV(ドメスティック・バイオレンス)、ストーカー行為、児童虐待およびこれらに準ずる行為の被害者が申し出を行うことで、加害者からの所在確認を目的とした住民票等の交付に制限をかけることができます。ひとりで悩まずまずにご相談ください。

支援措置の内容

- ➊ 加害者からの住民票等の交付請求を制限します。
- ➋ 第三者からの請求は、厳密な審査を行い、交付を決定します。
- ➌ 代理人、使者、郵送の請求は受付ません。
- ➍ 被害者本人が取得する際も必ず本人確認書類を確認の上、交付します。

制限できる種類

- ➊ 住民票の写しの交付
- ➋ 戸籍の附票の写しの交付
- ➌ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧

支援措置の期間

- ➊ 支援措置の実施期間は、支援を決定した日から、**1年間**です。
- ➋ 支援措置の延長を希望される場合は、支援期間満了の1か月前から満了日までに延長手続きが必要です。
※**延長の申し出がない場合は、満了日をもって支援を終了**します。

措置申し出時に必要なもの

- ➊ 住民基本台帳事務における支援措置申出書
- ➋ 住民基本台帳における支援措置についての確認書
- ➌ 本人確認書類(免許証・マイナンバーカード等)
- ➍ 印鑑

支援措置を受ける手続き

- ① 住民課窓口にて支援措置申出書を取得する。
- ② 警察署等の公的機関で相談を受ける。
- ③ 警察等の公的機関で支援が必要と判断されれば、支援措置申出書の意見欄に記入を受ける。
- ④ 本人確認書類をもって住民課に支援措置の申出をする。

※内容を精査し、支援が決定すると決定通知を送付します。



問い合わせ先

(支援措置について)住民課 0748-58-3702
(配偶者等の暴力・児童虐待の相談) 子ども家庭相談ダイヤル 0748-58-3722
(高齢者虐待等の相談) 地域包括支援センター 0748-58-3704